

平成22年 新司法試験・短答式試験 総評

1. 総論

本年の短答式試験は、全体的にみるならば、難易度は昨年とほぼ同じであると考えられます。

各科目を通して、条文と判例の正確な知識が要求されていること、刑法を除いて問題の配列が概ね体系順になっていることは昨年と同様ですが、ページ数は昨年と比べて公法系が1頁、民事系が2頁(実質的には3頁)、刑事系が3頁減少していました。

2. 各論

(1) 公法系

形式面では、昨年と同様、問題配分は憲法と行政法が各20問、配点も50点ずつと均等のとれた構成になっており、正誤によって1, 2をマークする型の問題が10問、その他の形式が10問という配分でした。

各問ともすべての記述について正解することが必要となり、消去法によって完全解を出すことができない点については変更がありませんでしたが、昨年には見られなかった10個の選択肢から正解を選ばせる問題が2問復活しました。

内容面では、憲法も行政法も、条文と判例の正確な理解を求めている点では昨年と同様です。また、全体から偏りなく出題がなされており、出題比率についても昨年から大きな変化はありません。もっとも、特に行政組織法などのマイナー分野については、過去に出題された分野からの出題が多く、過去問をしっかりと検討することで得点が可能であったものと考えられます。

また、行政法については難易度がやや上昇したと考えられますが、これは平成18年度の公法系ヒアリングの中でアナウンスがあった通り、行政法の難易度を徐々に上昇させてきたものと考えられます。

なお、第34問は、住民訴訟の具体的内容という、本試験においてはマイナーな知識が要求される問題でした。このような問題は、「論文式試験で出題する知識だから押さえておくように」という出題者のメッセージである可能性が高く、実際、直後の論文式試験の公法系第2問において住民訴訟が出題されています。

(2) 民事系

形式面では、昨年と同様、問題配分は民法が36問、商法及び民事訴訟法が各19問で、配点はそれぞれ、74点、38点、38点でした。もっとも、商法分野においては、昨年は会社法が13問、商法総則・商行為が4問、手形法が2問であったのに対し、今年は会社法14問、商法総則・商行為3問、手形法2問となっており、会社法が1問増加し、商法総則・商行為が1問減少するという変更点がありました。また、昨年26個であった組合せ問題が大幅に増加し、一昨年と同じく34個になっている点において特徴があります。

内容面については、横断的知識を問うもの(第1問、第3問、第4問、第5問、第8問)や、受験生の手薄になりがちな分野の知識を問うもの(第47問、第48問、第50問、第57問、第60問、第73問など)が出題されており、一見すると細かい知識まで求められているようにも見えますが、組合せとして出題された

ものが多かったこともあり、いずれの問題も各制度の本質を理解していれば正解に達することができたものと思われまふ。

(3) 刑事系

形式面では、刑法と刑事訴訟法が各 20 問で、配点も各 50 点という均等のとれた構成となっており、刑法の配列は総論と各論が概ね交互になっていること、刑事訴訟法の配列は概ね基本書の体系に準拠していることは、昨年と同様でした。もつとも、昨年 10 個あつた単純な組合せ問題が本年度は 1 つ増加した一方で、個数問題も 2 問から 3 問へと 1 つ増加しました。

内容面では、昨年から大きな変更はみられず、刑法については総論・各論について、刑事訴訟法については捜査の端緒から上訴等まで満遍なく出題がなされました。

また、刑事訴訟法について、実務的な知識・条文を問うもの（第 22 問、第 33 問、第 35 問）が出題されている点は特徴的であるといえますが、実務上特に重要とされ、研修所でも教えられているような知識・条文が正解を導くカギとなっており、これらの問題は決して瑣末な単純知識を要求しているのではないものと考えられます。